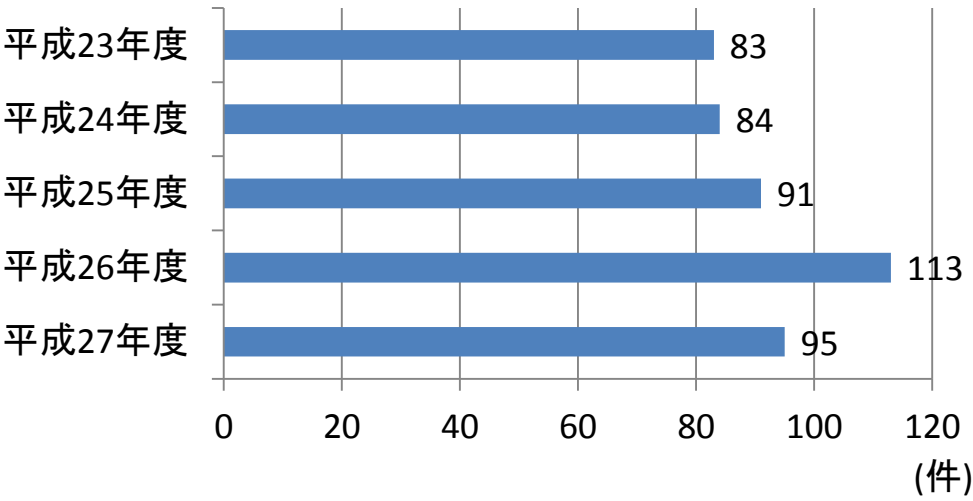


7 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

解説	高度医療評価制度・先進医療診療とは、厚生労働省が認定する医療施設において、新しい治療法や検査法が研究・開発され、その効果が認められ公的医療保険が適応になるまでの間、提供されます。厚生労働省の認定には十分な実績と計画を必要とされます。 保険診療の枠内のみの医療だけではなく、高度な医療へ積極的に取り組み、高い技術を持つ医療スタッフと十分な設備が整っていること、すなわち保険診療の枠組みを超える大学病院の先進的な診療能力を表す指標です。												
実績	 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実施数 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成23年度</td><td>83</td></tr><tr><td>平成24年度</td><td>84</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>91</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>113</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>95</td></tr></tbody></table>	年度	実施数 (件)	平成23年度	83	平成24年度	84	平成25年度	91	平成26年度	113	平成27年度	95
年度	実施数 (件)												
平成23年度	83												
平成24年度	84												
平成25年度	91												
平成26年度	113												
平成27年度	95												
定義	高度医療評価制度及び先進医療診療の実施数です。一連のものについては一連の診療をもって一件とします。												